

南町田拠点創出まちづくりプロジェクト

問 都市政策課 ☎724・4248

「南町田グランベリーパーク」11月にまちびらきが決定!



「南町田グランベリーパーク」全体イメージ

市と東京急行電鉄(株)が協働で進めている南町田拠点創出まちづくりプロジェクトでは、「南町田グランベリーパーク」のまちびらきを11月とすることを決定しました。これに合わせて、鶴間公園、商業施設の全店舗及びパークライフ・サイトのまちライブラリー、カフェ、子どもクラブがオープンします。また、スヌーピーミュージアムは12月に開館します。

まちのロゴマークも決まりました



大空に向かって伸びやかに育つ大きな樹をモチーフとして、自然と賑わいが融合した新たなまちの魅力を表現しています。ロゴマークを彩る4色には、自然の豊かさを表す「フォレストグリーン」、ゆとりや憩いを表す「ナチュラルグリーン」、人々の笑顔や温もりを表す「ヒューマンイエロー」、発見と驚きを表す「サプライズピンク」の意味が込められています。



パークライフ・サイト外観イメージ

「町田市地域活動サポートオフィス」が4月25日にオープン

問 市民協働推進課 ☎724・4362

NPO法人など市内で活動する団体は、地域社会の中で大きな役割を担っていますが、活動資金や人材・情報の不足など、数々の課題を抱えています。同オフィスはそうした課題の解決につながるよう、各団体の地域活動を支援し、人づくり、組織づくり、情報の集約と拡散に特化した中間支援組織としての役割を担います。



サポートオフィスの様子

事業内容

- ①地域活動全般に関する相談
- ②広報紙の作成、ホームページ・SNSを活用した団体情報等の発信
- ③市民活動団体への基礎調査
- ④人材育成・組織運営支援(例:会計講座、ワークショップ等の実施)

所在地 町田市民フォーラム4階

電話番号 ☎785・4871

相談受付時間 事務所での相談＝月～金曜日の午前9時～午後6時(第3水曜日は午後5時まで)、臨時相談＝開所時間以外(予約制)、出張相談＝随時対応(予約制、10月以降開始予定)

イベント等でご利用下さい! 「まちだ赤ちゃんテント」の貸し出しを始めます

問 子ども総務課 ☎724・2876

市では、保護者が安心して乳幼児を連れて外出できるよう、市内の商業施設等に「赤ちゃん・ふらっと」(授乳、調乳、おむつ替え等ができるスペース)の設置を促進しています。

このたび、移动版「赤ちゃん・ふらっと」として、「まちだ赤ちゃんテント」のイベント主催者への貸し出しを始めます。イベント等で、ぜひご活用下さい。

次のすべての条件を満たすイベントを主催する方 ①市内で開催される②乳幼児を連れた保護者が参加できる③特定の政治、思想または宗教の活動を目的としない④法令または公序良俗に反しない

貸出場所 子どもセンターばあん・ただON・まあち

申各子どもセンターに電話で予約(ばあん☎788・4181、ただON☎794・6722、まあち☎794・7360)。

※詳細は、まちだ子育てサイトをご覧ください。



授乳及び調乳・おむつ替えスペース一体型テント 他に分離型テントもあります

市民協働フェスティバル「まちカフェ!」準備会を開催!

問 市民協働推進課 ☎724・4362

12月1日(日)に開催する市民協働フェスティバル「まちカフェ!」は、市内を中心に活躍する町内会・自治会やNPO法人、ボランティア団体などが一堂に集うイベントです。今回、実行委員会の設立に先立ち、準備会を開催します。

出展を考えている団体や、企画・ボランティアとして携わりたい方のご参加をお待ちしています。

詳細は、町田市ホームページをご覧ください。

日 6月13日(木)午後6時30分～8時

場 市庁舎

申 団体名(団体として参加する場合)・氏名・電話番号・Eメールアドレスを明示し、6月7日午後5時までに電話またはFAXで市民協働推進課(☎724・4362 FAX050・3085・6517)へ。

「町田市仕事と家庭の両立推進企業賞」受賞企業が決定

問 男女平等推進センター ☎723・2908

市では、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の効果的な推進を目的として、従業員の仕事と家庭の両立を支援し、男女ともに働きやすい職場環境づくりを積極的に進める市内企業を表彰しています。

このたび、オーディオアンプ等を製作するKRYNA(株)が「町田市仕事と家庭の両立推進企業賞」を受賞し、4月9日に表彰式を行いました。

【取り組み内容】

男性の育児休業取得の推奨のほか、音楽鑑賞休暇や本人・家族の誕生日休暇など独自の休暇制度を設けることで、仕事と家庭のバランスに配慮



左から、KRYNA(株)代表取締役・伊奈良華氏、石阪市長

ふるさと納税に係る指定制度創設に伴い町田市民が町田市に寄附をした場合の返礼品等の提供を終了

問 財政課 ☎724・2149

4月の地方税法等の一部を改正する法律の制定に伴い、ふるさと納税に係る指定制度が創設されました。

市では、指定制度に基づくふるさと納税を実施するため、5月31日をもって市民の方に対する現行の返礼品等の提供を終了します。ただし、下表の寄附の使い道に対するお礼の品は、指定基準の返礼品等に該当しないため、6月以降も提供します。手続きの詳細は6月1日以降の町田市ホームページ、または市庁舎1階総合案内や各市民センター等で6月から配布するパンフレット(2019年6月版)をご覧ください。

寄附の使い道	お礼の品
「トップスポーツを観戦できる環境を町田に!」 「大型映像装置を設置してもっともっと町田を盛り上げよう!」	ご芳名入りの記念プレートを掲出
「トップアスリートと子どもたちをスポーツでつなぐ!」	ふるさと納税オリジナルサンクスカード

今号の広報紙は、12万4421部作成し、1部あたりの単価は12円となります(職員人件費を含みます。また作成経費に広告収入等の歳入を充当しています)。